

○府中町測量・建設コンサルタント等業務における最低制限価格制度事務取扱要領

令和2年10月16日制定

府中町測量・建設コンサルタント等業務における最低制限価格制度事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、測量・建設コンサルタント等業務について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同施行令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により、最低制限価格を設ける場合の取扱いについて、必要な事項を定める。

(適用対象業務)

第2条 この要領は、測量・建設コンサルタント等業務のうち製造その他についての請負の契約を締結しようとする測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務及びその他業務（以下「業務」という。）に係る入札に適用する。ただし、契約担当職員が最低制限価格を設ける必要がないと特に認める場合については、この限りでない。

(最低制限価格の決定等)

第3条 契約担当職員は、業務に係る契約について、予定価格の10分の6を下らない範囲内でその都度最低制限価格を決定する。

2 契約担当職員は、最低制限価格を決定したときは、予定価格調書に記載する。

(入札参加者への周知)

第4条 契約担当職員は、入札条件等に最低制限価格が設けられている旨を記載して、入札参加者へ周知する。

(入札の執行)

第5条 入札執行者は、最低制限価格を下回る価格をもって申込みをした者がある場合は直ちにその者を失格とし、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

2 最低制限価格を下回る価格の入札をした者の再度の入札への参加は認めない。

附 則

この要領は、令和2年11月1日から施行し、令和2年12月1日以降に公告又は指名通知する業務に係る入札から適用する。